平成２６年（フ）第１８９号
茨城県つくばみらい市伊奈東34番地67
債務者　川村佐田雄
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第６７号
群馬県桐生市東久方町２丁目５番32号　メゾン服部20Ｄ号室、住民票上の住所群馬県桐生市相生町３丁目246番地の26
債務者　落合　孝之
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第１０８号
富山県高岡市上四屋１番53号
債務者　開發　朋恵
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１２０号
長野県東御市和3386番地ロ
債務者　渡部　一臣
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１２３号
長野県上田市秋和613番地１　やすらぎハイツ102号、住民票上の住所長野県上田市下之条233番地５
債務者　小松　淳司
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３１８号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町４丁目246―５さくらパレス201、住民票上の住所岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町６丁目301番地
債務者　入谷江利子（旧姓中齊）
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３２８号
岐阜県羽島郡岐南町若宮地１丁目40番地の１リビュール201号室、前住所岐阜県羽島郡岐南町みやまち３丁目55番地　モアグレース岐南802号室
債務者　日置美香子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１１８８号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間２番第57番地　ヴィルヌーヴ宙301号
債務者　近藤佳寿美
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３１号
三重県津市白山町二本木1001番地1130
債務者　西尾　良佑
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４５号
三重県津市高茶屋３丁目24番20号、住民票上の住所三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2445番地
債務者　橋倉　　龍
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４２号
滋賀県湖南市岩根中央３―104　メゾンエスポワール102号、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町東名坂112番地―302号
債務者　八田　正博
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５０号
滋賀県栗東市川辺532番地　Ｂ―101号
債務者　永田　靖雄
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５６号
大津市北比良970番地の221
債務者　橋本　卓也
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９３号
滋賀県甲賀市水口町神明２番31―204号
債務者　田口富美男
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６５１号
広島市安佐北区三入６丁目28番52―４号
債務者　前田　裕代
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１２号
広島市中区大手町４丁目３番21―302号
債務者　得田　裕也
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６７号
愛媛県松山市高岡町30番地２
債務者　高田聖姫こと　李　　聖姫
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
松山地方裁判所民事部